

農地法第4・5条の届出書に必要な添付書類等

提出部数 各1部

1. 土地全部事項証明書 （原本：3ヶ月以内で申請時の状況と相違ないもの） （所有権にかかる権利に関する事項（甲区に記載されている権利内容）に 届出者以外の所有権以外の権利（売買予約・所有権移転の仮登記・差押・仮差押 など） が存在する場合で、登記の抹消ができないときは、 全ての権利者の同意書 を 添付してください。	法 務 局
2. 位置図 （縮尺1/2,500の『佐倉市基本図』又は、同等の地図に申請地を図示）	都 市 計 画 課
3. 転用目的が都市計画法第29条の開発許可を要するものである場合には、 その許可を受けたことを証する書面（農地法第4条の届出の場合は必要なし）	市 街 地 整 備 課
4. 一筆の一部を転用する場合は、地積測量図 （ただし、所有権移転・地目変更を伴う場合は不可。）	
5. 届出に係る農地が賃貸借の目的となっている場合は、その賃貸借につき農地法第18条の許可があったことを証する書面（賃借人がその農地を転用する場合は、転用することについての土地所有者の同意書）	
6. 連絡先を明記した委任状 （申請者本人が申請又は通知書の受領ができない場合） ※委任する申請者の氏名・住所が申請書と委任状で同一であることを確認してください。 （本人確認のために、免許証、従業員証等の身分証明書の提示をお願いする場合があります。）	
7. 住民票又は戸籍の附票等 （住所移転、改姓等により申請時の住所、氏名と土地全部事項証明書の住所、氏名とが異なる場合）	

〔届出書作成上の注意事項〕

- ・記入にあたっては、正確にかい書ではっきり書いてください。
- ・共有名義の場合は、持分を明記の上、すべての共有者について記入をお願いします。

〔その他〕

- ・受理不受理の通知書は受付日から14日以内に交付します。（受領時に申請者又は受任者の受領印が必要となります。）
- ・申請地が市街化区域に該当するかについては、都市計画課（TEL 043-484-6163）まで確認をお願いします。
- ・申請地が土地改良区域内にある場合には、土地改良区と協議をお願いします。
- ・申請地が生産緑地指定されている場合は、公園緑地課（TEL 484-4318）と協議をお願いします。
- ・競売・公売に係る買受適格証明願いの場合は、競売・公売事件の公告の原本又は写し（特別売却の場合は特別売却調書の謄本）を添付
- ・埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについては、教育委員会文化課（TEL 043-484-6192）に照会をお願いします。

問い合わせ

佐倉市農業委員会事務局（TEL 043-484-6285）